

コンプライアンス規程	分類	法令(規)-01
	制定日	2007年4月1日

(目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人相模中央化学研究所（以下「本法人」という。）におけるコンプライアンスについての基本となる事項を定め、もって健全で適正な法人運営及び本法人の社会的信頼の維持に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「コンプライアンス」とは、国及び地方自治体の定める法律・命令・規則等（行政上の通達を含み、以下「法令等」という。）や、本法人の規程・規則・ガイドライン等を遵守すること及び社会規範を尊重することをいう。
- (2) 「所員等」とは、本法人の定款に定めている理事、監事、評議員、顧問、参与、並びに所員、出向研究員、派遣社員、学生等、本法人の事業に関係する者をいう。

(コンプライアンスに関する基本方針)

**第3条** 本法人は、化学産業の基礎となる独創的なあるいは革新的な化学技術の発見、発明を通じて、広く化学産業の発展、社会への貢献に寄与することを使命として研究活動をはじめとする公益事業を推進する上で、コンプライアンスの精神を尊重しかつ実践することを基本方針とする。

(所員等の責務)

**第4条** 所員等は、別途定める「コンプライアンス行動指針」を遵守することはもとより、倫理・道徳観をもって、誠実かつ公正に一人ひとり自らがコンプライアンスの実践及び改善のための自己チェックに努めなければならない。

(監督者等の責務)

**第5条** 所員等を監督又は指導する地位にある者は、所員等に対し、コンプライアンスの推進等に関し必要な指導等を行うものとする。

(最高責任者)

**第6条** 本法人のコンプライアンス推進における最高責任者は、研究所長とする。

(総括責任者)

**第7条** 本法人に、コンプライアンス推進に関する業務を総括させるため、総括責任者を置く。

- 2 総括責任者は、事務局長をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

**第8条** 本法人に、コンプライアンス推進に関し指揮させるため、コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

- 2 推進責任者は、最高責任者が指名する第9条第4項のコンプライアンス委員長をもって充てる。

（コンプライアンス委員会）

**第9条** 本法人に、コンプライアンスの推進と徹底を図るため、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、コンプライアンスの推進、充実及び強化並びにコンプライアンス事案の防止及びコンプライアンス事案が発生した場合の対応について、総括的な審議を行う。
- 3 委員会は、「コンプライアンス委員会に関する規程」に定める者をもって組織する。
- 4 委員会には委員長を置き、最高責任者が指名する者をもって充てる。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（コンプライアンスの推進の措置）

**第10条** 総括責任者は、コンプライアンス事案を防止する観点から、本法人のコンプライアンスに関する事項について把握し、推進責任者等に対し必要な指示その他の措置をとるものとする。

- 2 推進責任者は、所員等に対し、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を増進するために必要な教育及び研修並びに周知を行うものとする。
- 3 委員会は、コンプライアンス推進に努めなければならない。

（コンプライアンス事案への対応）

**第11条** コンプライアンス事案への対応に関し、別に定める規程類等に従うものとする。

（規程の管理）

**第12条** この規程の管理は、コンプライアンス委員長が行う。

## 附 則

1. この規程は、2007年4月1日から施行する。
2. 2007年10月1日 一部改訂
3. 2009年4月1日 一部改訂
4. この規程は、公益財団法人への移行に伴い、2010年6月11日より一部改訂して施行する。  
(2010年6月11日理事会決定)
5. 2018年4月1日 この規程の一部を分割して、「コンプライアンス委員会に関する規程」として施行する。
6. 2018年4月1日 一部改訂